

2011年4月12日

## 情報連携基盤は誰のためのサービスを提供するのか

奈良先端科学技術大学院大学

情報科学研究科 教授

山口 英

### 1. 情報連携基盤は国民のためのサービスである

情報連携基盤は、情報保有機関の間での個人情報共有を安全かつ集中的に管理する機能を提供する。これは、情報連携を行う情報保有機関のための機能ではなく、情報保有機関における情報共有の実態を管理し、その状況を国民に報告するための機能、つまり、国民のための電子政府監視サービスを提供する機能と考えるべきである。この意味で、情報保有機関の間での個人情報共有は、情報連携基盤を経由して行われ、それ以外の経由しない共有は原則規制すべきである。

さらに、情報連携基盤は、連携基盤を使って共有された情報について、情報保有機関における利用(参照、改変、廃棄)を追跡できる機能を有するべきである。

情報連携基盤は、このような機能を国民に提供し、国民はマイポータルを経由して、情報連携の実態を知ることができる。さらに、疑義があれば、第三者機関に、その救済を願い出ることができる。このようなシステムを構築しなければならない。

また当然、情報連携基盤に対する監督・監査機能も無ければならない。単に国家公務員の守秘義務を課しただけでは、情報管理上不十分であることは、これまでの数多くの情報漏洩事案を考えれば明らか。したがって、情報連携基盤に対する明確な責任を法律によって明らかにすると共に、同時に、第三者機関による監査・監督機能も明記しなければならない。

### 2. 政府機関は悪いこともするし結託もすると、リスク検討では想定しろ

今回の番号制度、および、情報連携基盤の検討では、政府機関が色々なサービスを提供することが前提となる。情報連携基盤、情報保有機関、さらには、番号生成機関、マイポータル運営機関は、どのような形であれ、相互に結託し、情報を取得する動きをする可能性は否定できない。もちろん、組織全体での結託は想像しにくい、組織に属する職員あるいは部署が、他組織の職員あるいは部署と結託をし

て情報を不正に取得する可能性は十分に考えられる。これは、過去の政府機関における情報漏洩事案等を考慮した場合に、合理的な仮説と言える。

このことから、今回の制度設計では、第三者機関以外の、この制度に関わる全ての政府機関(情報連携基盤、情報保有機関、マイポータル運営機関、番号生成機関等)は、悪いこと(不正に情報を取得する)もするし、その実施には組織間で結託もするという仮説として採用し、それに対応したシステム設計、制度設計を行うべきである。同時に、この仮説に基づき、第三者機関には十分な権限を与え、同時に、第三者機関には罰則付きの厳しい責任を負わせるべきである。同時に、これまでに私が提出してきた意見書に記載されている、第三者機関の責務を早急に検討すべきである。

### 3. 性能設計は放置してはならない

システム設計を行う場合、その性能設計は真摯に行うべきである。事務局はこれまで「ユースケースが特定できない」ことを理由に、具体的な性能目標の提示、あるいは、性能設計への着手を拒否してきた。しかし、今回具体的なユースケースが提示され始めたことから、性能設計を早急に着手すべきだ。

すでに私は何度か意見を述べさせて貰っているが、情報連携基盤の実装は、性能面での要求が厳しいものとなることは明らかだ。対象者だけでも概数で1億5千万人の居住者を取扱い、さらに、官民の複数機関がこれに関わり、それらの組織間で情報連携にともなう情報交換を捕捉していくことが必要なる。さらに、ユーザ情報の正確性の確認、番号の失効検査なども行うことになる。これらを考えると、十分な性能を持ったシステムを構築することは、相当な技術的な挑戦となるに違いないと考えている。

このような理由から、事務局は、情報連携基盤の性能設計に早急に着手すべきだ。そして、技術的限界を明らかにし、その解決方法を産み出すことに注力すべきである。

以上。